



長野県報

3月31日(木)

平成28年

(2016年)

第2761号

目次

規則

- 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 3
- 長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課) 15
- 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(こども・家庭課) 18
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども・家庭課) 18
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(介護支援課) 19
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) 20
- 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(ものづくり振興課) 21
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(農業政策課) 22
- 長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課) 23
- 養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則(園芸畜産課) 29
- 水防法施行細則の一部を改正する規則(河川課) 30
- 長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課) 31
- 県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則(建築住宅課公営住宅室) 31
- 長野県営運動場の利用料金に関する規則及び長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則(スポーツ課) 33
- 長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育政策課) 34
- 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課) 34
- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 35
- 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 35
- 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課) 35
- 長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課) 36
- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課) 36
- 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 37

告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) 38
- 長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)の一部改正(医療推進課医師確保対策室) 38
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) 38
- 保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 38
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課) 39
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課) 39
- 土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(7件)(砂防課) 40
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(2件)(都市・まちづくり課) 41
- 長野県収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更の届出(会計課) 41
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 42
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) 42
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 42
- 平成27年長野県公安委員会告示第31号(銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定)の一部改正(生活安全企画課) 43
- 平成27年長野県公安委員会告示第32号(銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定)の一部改正(生活安全企画課) 43

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定(生活安全企画課).....43

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定(生活安全企画課).....44

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課).....44

林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課).....44

長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正(契約・検査課).....44

長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続きの全部改正(契約・検査課).....45

警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....48

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課).....49

訓 令

職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正(人事課、職員キャリア開発センター).....50

長野県公印規程の一部改正(情報公開・法務課).....50

長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課).....51

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(行政改革課).....52

副知事の担当事務に関する規程の一部改正(行政改革課).....53

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育政策課).....53

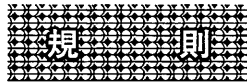
長野県立高等学校における兼務に関する規程の全部改正(高校教育課).....53

長野県立特別支援学校における兼務に関する規程の一部改正(特別支援教育課).....54

長野県教育委員会文書規程の一部改正(教育政策課).....54

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育政策課).....55

正誤(くらし安全・消費生活課).....55



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第17号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、同条第3項中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改める。

第15条中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改める。

第18条の見出しを「(職権による換価の猶予の通知)」に改め、同条中「第15条の5第3項」を「第15条の5の2第3項」に、「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」に、「様式第26号」を「様式第25号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(申請による換価の猶予申請等)

第18条の2 法第15条の6第1項の規定による申請は、換価猶予申請書(様式第26号)によりするものとする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請は、換価猶予期間延長申請書(様式第26号)によるものとする。

3 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2の規定による通知は、換価猶予(期間延長)承認(不承認)通知書により行うものとする。

第19条中「第15条の6第2項」を「第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項」に改める。

第48条中「法人の県民税更正(決定)通知書」を「法人県民税更正(決定)通知書」に改める。

第54条中「法人の事業税更正(決定)通知書」を「法人事業税・地方法人特別税更正(決定)通知書」に改める。

第85条の6第2号及び第3号中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第116条の3の見出しを「(事業税の課税免除及び不均一課税に係る算定)」に改め、同条中「の固定資産の価額及び従業者数」を「及び第145条の2第1号の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数」に改める。

第116条の3の2を削る。

第116条の4第1項の表中「第144条第1項の」を「第144条第1項又は第145条の2の」に、「事業税課税免除申請書(様式第154号の2)」を「事業税課税免除(不均一課税)申請書(様式第154号の2)」に、「第144条の2又は第145条」を「又は第144条の2から第145条の2まで」に、「設備又は」を「設備若しくは特別償却設備又は」に、

条例第145条の規定により不動産取得税の不均一課税を受けようとする者	取得した設備を事業の用に供した日から30日	不動産取得税不均一課税申請書(様式第154号の3)
条例第146条の2第1項又は条例第146条の3の規定により事業税の課税免除を受けようとする者	当該課税免除を受けようとする事業税について条例第38条に規定する法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限	創業等事業税課税免除申請書(様式第154号の5の2)

を

条例第145条又は第145条の2の規定により不動産取得税の不均一課税を受けようとする者	取得した設備若しくは特別償却設備を事業の用に供した日から30日	不動産取得税不均一課税申請書(様式第154号の3)
---	---------------------------------	---------------------------

に改め、同条第2項中「事業税課税免除申請書」を「事業税課税免除(不均一課税)申請書」に改め、「様式第154号の6」の次に「」又は事業税不均一課税計算書(様式第154号の6の2)を加え、「設備を」を「設備又は特別償却設備を」に、「を受けよう」を「又は不均一課税を受けよう」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第1号中「設備の取得明細書」を「設備(施設)の取得明細書」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「及び機械装置」を「又は特別償却設備」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「設備」を「設備又は特別償却設備」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項第2号を削り、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 設備(施設)の取得明細書(様式第154号の7)

第116条の4第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 取得した設備又は設置した対象施設に係る償却額の計算に関する明細書

第116条の4第4項第1号中「設備の取得明細書」を「設備(施設)の取得明細書」に改め、同項第2号中「設備」を「設備若しくは特別償却設備又は設置した対象施設」に改め、同条第5項第1号中「設備の取得明細書」を「設備(施設)の取得明細書」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 取得した設備又は特別償却設備に係る償却額の計算に関する明細書

第116条の4第6項を削る。

様式第6号及び様式第7号中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

様式第8号の一般用の第1片の裏面の4中「60日」を「3月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改め、同裏面の5中「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改め、同様式の個人事業税用の裏面の4、個人事業税口座振替用の裏面の4及び不動産取得税用の裏面の4中「60日」を「3月」に改め、同様式の自動車税用の裏面の4中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同裏面の5中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式の自動車税口座振替用中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式の鉾区税用の裏面の4中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同裏面の5中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第9号中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

様式第10号の一般用の裏面の2中「60日」を「3月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に改め、同裏面の3中「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改め、同様式の法人県民税・法人事業税用、個人事業税用及び不動産取得税用中「60日」を「3月」に改め、同様式の県たばこ税用中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式の軽油引取税用中「60日」を「3月」に改め、同様式の自動車税用中

「(表面)

1 この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は、財産の差押えをすることになります。

を

「(裏面)

1 この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は、財産の差押えをすることになります。

に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式の鉾区税用中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式のゴルフ場利用税用中「60日」を「3月」に改める。

様式第10号の2の注の2中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」を削り、同注の3中「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

様式第13号中「60日」を「3月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

様式第14号及び様式第17号から様式第18号の2までの規定中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

様式第19号を次のように改める。

(様式第19号)(第14条関係)

徴収猶予(期間延長)申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿
(長野県知事)

申請者 住(居)所
(所在地)

氏 名 ㊟
(法人名)

(電話番号)

地方税法第15条第 項の規定により、下記のとおり徴収の猶予(期間の延長)をしてください。

記

徴収金 (納入) すべき	年度	税 目	期別	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 処 分 納 費	備 考
				・ ・	円	円 法律による 金額	円	円 法律による 金額	
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
徴 収 金 総 額					円				
上記徴収金のうち猶予(期間の延長)を受けようとする金額					円				
地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及び猶予に係る徴収金を一時に納付(納入)することができない事情(猶予期間内に猶予を受けた金額を納付(納入)することができない理由)									
猶予(の延長)を受けようとする期間					年 月 日から 年 月 日までの間				
納 付 (納 入) 計 画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額	
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		
担 保	有 ・ 無		種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情						

様式第22号中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改める。

様式第24号中「徴収猶予」を「猶予」に、

徴収猶予をしていた徴収金

を

猶予をしていた徴収金

に、

延滞金	加算金	滞処分	納費
円 法律による 金額	円	円 法律による 金額	円
〃		〃	
〃		〃	

を

延滞金	加算金	滞処分	納費	備考
円 法律による 金額	円	円 法律による 金額		

に、「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

様式第25号から様式第27号までを次のように改める。

(様式第25号) (第18条関係)

換価猶予(期間延長)通知書

第 号
年 月 日

様

長野県 地方事務所長 印
(長野県知事)

地方税法第15条の5第1項(第15条の5第2項において準用する同法第15条第4項)の規定により、あなたの現状を考慮して、下記のとおり換価の猶予(期間の延長)をいたしました。

なお、分割納付等を履行しない場合には、猶予(期間の延長)を取り消します。

記

猶予 (期間の延長) をした 徴収金	年度	税目	期別	納期限	税額	延滞金	加算金	滞処分納費	備考
				・	円	円よ 法律によ る金額	円	円よ 法律によ る金額	
				・					
				・					
徴収金総額		円							
猶予(延長)期間			年 月 日から 年 月 日までの間						
納付(納入)の期限及 び金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
	・	円	・	円	・	円			
	・		・		・				
	・		・		・				

(様式第26号) (第18条の2関係)

換価猶予(期間延長)申請書

長野県 地方事務所長 殿
(長野県知事)

年 月 日

申請者 住(居)所
(所在地)

氏 名 ㊟
(法人名)
(電話番号)

地方税法第15条の6第1項(第15条の6第3項において準用する同法第15条第4項)の規定により、下記のとおり換価の猶予(期間の延長)をしてください。

記

納付(納入)すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税額	延滞金	加算金	滞処分納費	備考
				・	円	円 法律による金額	円	円 法律による金額	
				・					
				・					
徴収金総額									円
上記徴収金のうち猶予(期間の延長)を受けようとする金額									円
徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情									
猶予(の延長)を受けようとする期間			年 月 日から 年 月 日までの間						
納付(納入)計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
	・	円	・	円	・				
	・		・		・				
	・		・		・				
担保	有・無		種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情						

(様式第27号) (第19条関係)

換価猶予取消通知書

第 号
年 月 日

様

長野県 地方事務所長 印
(長野県知事)

地方税法第15条の5の3第2項(第15条の6の3第2項)において準用する同法第15条の3第1項の規定により、下記のとおり徴収金の換価の猶予を取り消しました。

よって、猶予をしていた徴収金を直ちに納付(納入)してください。

記

猶予をして いた徴収金	年度	税目	期別	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納 処分費	備考
				・	円	円 法律 よる 額	円	円 法律 よる 額	
				・					
				・					
徴収金総額									円

取消しの理由

- あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第29号、様式第30号、様式第32号、様式第33号及び様式第35号中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

様式第37号の一般用の裏面の1中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」を削り、同裏面の2中「(異議申立て)」及び「(決定)」を削り、同様式の複数税目・複数年度充当中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削り、同様式の自動車税還付中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第47号の一般用中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削り、同様式の個人事業税用及び不動産取得税用中「60日」を「3月」に改める。

様式第65号の表面を次のように改める。

(表面)

県民税
法人事業税更正(決定)通知書
地方法人特別税

第 号
年 月 日

様

長野県 地方事務所長 印

地方税法 第55条・第72条の39・第72条の41 の規定により、県民税・事業税・地方法人特別税・加算
第72条の41の2・第72条の46・第72条の47

金を下記のとおり更正(決定)しました。不足税額及び加算金は、指定納期限までに納付してください。

記

法人番号	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		申告年月日	年 月 日	
法人事業税				法人県民税		
摘要	課税標準	税率%	税額	摘要	税額	
所得金額	総額①	円		課税標準	法人税総額⑤	
	年400万円以下の金額②		円		同上本県分⑥	
	年400万円超③				本県分法人税割額 (⑤× $\frac{\text{本県分}}$)⑦	
	年800万円以下の金額 又は軽減税率④				外国の法人税額 等の控除額⑧	
	合計⑤				仮装経理に基づく控除額⑨	
付加価値額	総額⑥				利子割額の控除額⑩	
資本金等の額	本県分⑦				差引法人税割額⑪ ⑦-⑧-⑨-⑩	
収入金額	総額⑧				既に納付の確定した 法人税割額⑫	
	本県分⑨				租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額⑬	
	合計事業税額⑫ ⑤+⑦+⑨+⑪				均等割額⑭	
	平成27年改正法附則 第8条の控除額⑬				既に納付の確定した 均等割額⑮	
	仮装経理に基づく 事業税額の控除額⑭				納付すべき均等割額⑯ ⑭-⑮	
	課税免除額⑮				県民税額の合計額⑰ ⑫+⑯	
	既に納付の確定 した事業税額⑯				⑰のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正による税額⑱	
	租税条約の実施に係る 事業税額の控除額⑰				⑰のうち租税条約の実施に係る 過大申告の更正による税額⑲	
	差引事業税額⑱ ⑫-⑬-⑭-⑮-⑰-⑱				再差引県民税額の合計額⑳ ⑱+⑲+⑳	
	⑱のうち租税条約 の実施に係る過大申告の 更正による税額⑳				再差引事業税額㉑ ⑱+⑲+⑳	
地方法人特別税					利子割額㉒	
摘要	課税標準	税率%	税額	還付利子割額㉓		
所得割に係る 地方法人特別税額㉔						
取入割に係る 地方法人特別税額㉕						
合計地方法人特別税額 ㉔+㉕㉖						
仮装経理に基づく地方 法人特別税額の控除額㉗				延滞金控除期間及び控除対象税額		
既に納付の確定した 地方法人特別税額㉘						
租税条約の実施 に係る地方法人 特別税額の控除額 ㉙のうち仮装経理に 基づく過大申告の 更正による税額㉚				事業税	年 月 日 から	
				地方法人特別税	年 月 日 まで	
再差引地方法人特別税額 ㉖+㉗+㉘㉛				県民税	年 月 日 から	
納加 付 す べ き 金	不申告加算金㉜				年 月 日 まで	
	過少申告加算金㉝					
	重加算金㉞					
事業税額等の合計額 ㉛+㉜+㉝+㉞㉟				指定納期限	年 月 日	

様式第65号の裏面の注の2中「60日」を「3月」に改める。

様式第66号、様式第66号の2及び様式第91号中「60日」を「3月」に改める。

様式第102号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第105号及び様式第106号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定を」を「裁決を」に改める。

様式第108号中「60日」を「3月」に改める。

県民税利子割

県民税配当割

様式第115号の 用の注の2中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」を削り、同注の3中「(異議申立て)」

県民税株式等譲渡所得割

県たばこ税

及び「(決定)」を削り、同様式の軽油引取税用の注の3及びゴルフ場利用税用の注の3中「60日」を「3月」に改める。

様式第115号の2の注の1中「60日」を「3月」に改め、「(異議申立て)」を削り、同注の2中「(異議申立て)」及び「(決定)」を削る。

様式第123号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第124号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定を」を「裁決を」に改める。

様式第154号を次のように改める。

(様式第154号) 削除

様式第154号の2中

「

事業税課税免除申請書

」

を
「

事業税 課 税 免 除 申 請 書 (不均一課税)

」

に、「第144条第1項」を 「第144条第1項 (第145条の2)」 に、「課税免除を」を 「課税免除 (不均一課税)」 に、「事業所(工場)」を「事務所又は事業所」

に、「免除適用開始年」を「免除(不均一課税)適用開始年」に、「免除適用終了年」を「免除(不均一課税)適用終了年」に、

「

免除を受けたい課税標準額	円
免除を受けたい税額	円

」

を
「

免除(不均一課税により減額)される税額	円
---------------------	---

」

に改める。

様式第154号の3中 「第144条第1項 第144条の2 (第145条)」 を 「第144条第1項 第144条の2 (第145条) (第145条の2)」 に、「事業場(工場)」を「事務所又は事業所」に、「特別償却適用家屋建

設着手年月日」を「特別償却適用家屋(対象施設の用に供する家屋、工場用の建物、特別償却設備である家屋)建設着手年月日」に改め、同様式の注の2中「第145条」の次に「若しくは第145条の2」を加え、同注の3及び4を削る。

様式第154号の4中 「第144条第1項 第144条の2 (第145条)」 を 「第144条第1項 第144条の2 (第145条) (第145条の2)」 に、「事業所(工場)」を「事務所又は事業所」に改め、同様式の注の2

中「第145条」の次に「若しくは第145条の2」を加える。

様式第154号の5の2を削る。

様式第154号の6の次に次の様式を加える。

(様式第154号の6の2)(第116条の4関係)

(表 面)

事業税不均一課税計算書	
氏 名 (法人名)	適用事務所又は事業所名
事業の種類	
年又は事業年度	年 月 日 から 年 月 日まで
不均一課税適用前の税額 (ア)	円
不均一課税適用後の税額 (イ)+(ウ)	円
減税額 (ア)-((イ)+(ウ))	円

1 不均一課税額の計算

区 分	本県分の課税標準額 ①	不均一課税対象割合 ②	不均一課税対象課税標準額 ③ (①×②)	税 率 ④	不均一課税適用前の税額 ①×④	不均一課税対象税額 ③×④×5/100	不均一課税対象外税額 ①-③×④
所得のうち年 万円以下の金額	千円	(オ) (エ) 又は (ウ) (キ)	千円		円	円	円
所得のうち年 万円を超え年 万円以下の金額							
所得のうち年 万円を超える金額							
軽減税率不適用法人の所得							
計						(ア)	(イ)

2 不均一課税対象割合の算定の基礎

(1) 分割基準に従業者数を用いる場合

年又は事業年度中の各月末 区分												(期末)	算定の基礎とする従業者数	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
特別償却設備に係る従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(オ)	人
その他の従業者数													(カ)	
総従業者数													(エ) (オ)+(カ)	

(2) 分割基準に固定資産の価額又は軌道の延長キロメートル数を用いる場合

事業年度末における、新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額(帳簿価額)又は軌道の延長キロメートル数	(ク)	円 km
事業年度末における、県内の事務所又は事業所の固定資産の価額(帳簿価額)又は軌道の延長キロメートル数	(キ)	

(裏面)

- (注) 1 「不均一課税額の計算」については、当該申請が個人事業税に係るものであるとき又は収入金課税に係るものであるときは、計欄のみ記入すること。
- 2 「その他の従業者」とは、特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者のうち、特別償却設備に係る従事者以外の者をいうものであること。
- 3 「算定の基礎とする従業者数」の算定は、次により行うものであること。
- (1) 原則として、年又は事業年度の末日現在における従業者数によること。
- (2) 年又は事業年度の中途において特別償却設備を新設し、又は増設した場合における特別償却設備に係る従業者については、次の算式によること。

$$\frac{\text{年又は事業年度 新設又は増設の日から年又は事業年度の末日までの末日現在における従業者数} \times \text{の月数}}{\text{年又は事業年度の月数}}$$

(月数が1月に満たない場合は、1月とすること。)

- (3) 県内に事務所又は事業所を有しない者が年又は事業年度の中途において新たに特別償却設備を新設した場合における「その他の従業者数」についても、(2)の算式によること。
- (4) 年又は事業年度中を通じて各月末の従業者数について、最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える場合は、(1)にかかわらず、次の算式によること。
- $$\frac{\text{年又は事業年度の各月末現在の従業者数の合計}}{\text{年又は事業年度の月数}}$$
- (5) (2)、(3)及び(4)において、その数に1人に満たない端数を生じたときは、1人とすること。
- 4 異なる分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合は、それぞれの事業ごとに事業税不均一課税計算書を作成すること。

様式第154号の7の注の1及び2中「対象設備」の次に「(対象施設、一の工業生産設備、特別償却設備)」を加え、同注の5及び6を削る。

様式第154号の8中

特 別 償 却 適 用 家 屋 建 設 着 手 年 月 日

を

特 別 償 却 適 用 家 屋 (対象施設の用に供 する家屋、工場用の 建物、特別償却設備 である家屋) 建設着 手年月日
--

に改め、同様式の注を削る。

様式第155号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定を」を「裁決を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長野県県税に関する規則第85条の6の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に同条に規定する期日が到来する自動車税について適用し、施行日前に当該期日が到来した自動車税については、なお従前の例による。

税 務 課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第18号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「知的障害者更生相談所」を「児童相談所広域支援センター」

に、「波田学院（児童自立支援施設）（第87条－第90条）」を削除

「知的障害者更生相談所（第87条・第88条）」を「波田学院（児童自立支援施設）（第89条－第92条）」に改める。

第3条の3第4号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第4条の8第5号を次のように改める。

(5) 新幹線鉄道（中央新幹線鉄道を除く。）の整備促進に関すること。

第4条の10中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 地域振興課に、県外からの移住及び国内外との交流の推進に関する事務（他の所管に属するものを除く。）をつかさどらせるため、楽園信州・移住推進室を付置する。

第11条第1項第10号中「及び」を「、行政不服審査会及び」に改める。

第13条第3号中「職階制及び」を削る。

第14条の9に次の1項を加える。

2 私学・高等教育課に、信州高等教育支援センターを付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 高等教育機関の支援に関すること。

(2) 高等教育機関と産業界及び行政機関その他の機関との連携の推進に関すること。

第15条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号と

し、同条第7号中「、国民健康保険審査会」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条に次の1項を加える。

2 健康福祉政策課に、国民健康保険室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 国民健康保険に関すること。

(2) 国民健康保険審査会の庶務に関すること。

第15条の3第17号中「こと」を「こと（保育所及び幼保連携型認定こども園の設置経営に係るものを除く。）」に改める。

第28条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「サービス産業振興室」を「産業戦略室」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 産業に係る重要施策の調整に関すること。

(2) 貿易に関すること。

第28条第3項を削る。

第28条の2第4号を削り、同条第5号中「国内市場における」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2項を加える。

2 産業立地・経営支援課に、創業・サービス産業振興室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 創業及び新産業の創出支援に関すること。

(2) サービス産業（商業を含む。）の振興に関すること。

(3) 流通近代化に関すること。

3 創業・サービス産業振興室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第29条第8号中「こと」を「こと（日本酒・ワイン振興室の所管に属するものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 ものづくり振興課に、地酒に係る産業振興及び普及促進に関する事務をつかさどらせるため、日本酒・ワイン振興室を付置する。

第30条の3第1項第4号を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 登山の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第30条の3第1項第7号中「及び山岳総合センター」を削り、同条第3項を削る。

第31条第1項第7号中「及び農業会議」を削り、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第48条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 全国都市緑化フェアに関すること。

第56条第1項第1号を次のように改める。

(1) 長野県消費生活条例(平成20年長野県条例第28号)による消費生活センター

第56条第1項第26号を次のように改める。

(26) 工科短期大学条例(平成6年長野県条例第36号)による工科短期大学

第56条第2項中第24号を第25号とし、第2号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 長野県児童相談所広域支援センター

第57条中「消費者安全法」の次に「(平成21年法律第50号)」を加える。

第58条中「別表第3」を「長野県消費生活条例に規定するところにより、別表第1」に改める。

第76条第1項中「別表第4」を「別表第2」に改め、同条第2項中「別表第4の2」を「別表第3」に改める。

第81条第1項中「別表第6」を「別表第4」に改める。

第81条の5第1項中「別表第6の2」を「別表第5」に改める。

第81条の9第1項中「別表第6の3」を「別表第6」に改める。

第2章第2節第14款を削り、同節第13款中第90条を第92条とし、第87条から第89条までを2条ずつ繰り下げ、同款を同節第14款とし、同節第12款中第86条を第88条とし、第85条を第87条とし、同款を同節第13款とし、同節第11款の次に次の1款を加える。

第12款 児童相談所広域支援センター

(業務)

第85条 長野県児童相談所広域支援センターは、児童相談所が行う特に専門的な知識及び技術を必要とする相談等に関する業務の支援を行うところとする。

(位置等)

第86条 長野県児童相談所広域支援センターの位置は、長野市とする。

2 長野県児童相談所広域支援センターは、長野県中央児童相談所に付置する。

第120条中「長野県工科短期大学校は、長野県工科短期大学校条例」を「工科短期大学校は、工科短期大学校条例」に改める。

第121条を次のように改める。

(名称及び位置)

第121条 工科短期大学校の名称及び位置は、工科短期大学校条例に規定するところにより、次の表のとおりである。

名 称	位 置
長野県工科短期大学校	上田市
長野県南信工科短期大学校	上伊那郡南箕輪村

第121条の2第1項中「長野県工科短期大学校」を「工科短期大学校」に改め、同条第2項第4号中「試験」を「短期課程(長野県

工科短期大学校を除く。)並びに試験」に改め、同項第6号中「入居者」の次に「(長野県工科短期大学校に限る。)」を加える。

第124条第1項中「、長野県松本技術専門校及び長野県伊那技術専門校」を「及び長野県松本技術専門校」に改め、同条第3項第1号中「養成訓練」を「普通職業訓練」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第149条第5項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「放射能及び」を削り、同号を同項第3号とし、同条第6項第2号を次のように改める。

(2) 化学物質の試験検査に関すること。

第149条第6項に次の1号を加える。

(3) 放射能の試験検査に関すること。

第220条第1項中「別表第28」を「別表第26」に改める。

第223条第1項中「別表第29」を「別表第27」に改める。

第229条中「別表第30」を「別表第28」に改める。

第232条中「別表第31」を「別表第29」に改める。

第234条の3中「別表第31の2」を「別表第30」に改める。

第234条の4中「別表第31の3」を「別表第31」に改める。

第235条中「課」を「課、室、センター」に改める。

第246条中「別表第41の左欄」を「別表第39の左欄」に改める。

附則第2条中「長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎」を「長野県長野保健福祉事務所・長野県北信消費生活センター庁舎」に改め、「自動ドア点検業務、」を削る。

附則第3条中「別表第4」を「別表第2」に改める。

附則第6条第2項第1号中「の建設」を削る。

附則第7条第4項中「用地課」の次に「及び調整課」を加え、同条に次の1項を加える。

6 調整課は、中央新幹線鉄道の建設に関する調整事務をつかさどる。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表第1とし、別表第4を別表第2とし、別表第4の2を別表第3とし、別表第5を削り、別表第6を別表第4とし、別表第6の2を別表第5とし、別表第6の3を別表第6とする。

別表第11の長野県伊那技術専門校の項を削る。

別表第26及び別表第27を削り、別表第28を別表第26とし、別表第29を別表第27とし、別表第30を別表第28とし、別表第31を別表第29とし、別表第31の2を別表第30とし、別表第31の3を別表第31とする。

別表第32の1の長野県土地利用審査会の項の次に次のように加える。

長野県行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	情報公開・法務課
------------	---	----------

別表第32の1の長野県国民健康保険審査会の項を削り、同1の長野県後期高齢者医療審査会の項の次に次のように加える。

長野県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条の規定による保険給付に関する処分及び保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	国民健康保険室
--------------	--	---------

別表第32の2の長野県情報公開審査会の項中「公開決定等」を「処分」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同2の長野県個人情報保護審査会の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同2の長野県消費生活審議会の項中「第38条」を「第44条」に改める。

別表第33の県民文化部の項を次のように改める。

県民文化 部	国際担当部 長	国際課の所管に属する事務（国際交 流及び国際協力の企画、連絡調整及 び推進に関するものに限る。）の掌 理及び当該事務に係る職員の指揮監 督並びに国際関係施策に係る企画及 び部局横断的な調整
	子ども・若 者担当部長	次世代サポート課、子ども・家庭課 及び私学・高等教育課の所管に属す る事務の掌理並びに当該事務に係る 職員の指揮監督並びに子ども・若者 の育成支援に関する施策に係る企画 及び部局横断的な調整
	県民文化参 事	部の重要事項の統括掌理及び部長の 職務遂行の補佐

別表第33の危機管理防災課の項中

防災専門員	防災対策に関する専門的職務
-------	---------------

を

火山防災幹	火山防災に関する専門的職務の総括掌理
防災専門員	防災対策に関する専門的職務

に改め、同表の財産活用課の項中

庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の課に属する以 外の労務
作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務

を

庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の課に属する以 外の労務
------	------------------------------

に改め、同表の情報公開・法務課の項を削り、同表の子ども・家庭課の項を次のように改める。

子ども・ 家庭課	子ども支援 幹	児童福祉に関する専門的職務の総括 掌理
	保健師	保健指導業務

別表第33の私学・高等教育課の項の次に次のように加える。

信州高等 教育支援 センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----------------------	----	------------------

別表第33の地域福祉課の項中「及び保育所」を「並びに保育所及び幼保連携型認定子ども園」に、「保育所、」を「保育所、幼保連携型認定子ども園、」に改め、同表の農業政策課の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第20条第2項」を「食品表示法（平成25年法律第70号）第8条第2項」に改める。

別表第36の地方事務所の中

係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の 処理
----	----------------------------

を

係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の 処理
広域連携推 進幹（木曾 に限る。）	町村間の連携の推進に関する専門的職務

に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第2項」を「食品表示法第8条第2項」に、

漁業監督吏 員	漁業法第74条に規定する職務
------------	----------------

を

養蜂振興検 査員	養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第9条 第1項に規定する職務
漁業監督吏 員	漁業法第74条に規定する職務

に改め、同表の福祉中学校の項中

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理

に改め、同表の児童相談所の項の次に次のように加える。

児童相談 所広域支 援センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	主任児童福 祉専門員	児童の専門的相談及び指導のうち特 に高度の知識経験に基づく複雑かつ 困難なもの
	主任児童心 理専門員	児童の専門的相談及び判定のうち特 に高度の知識経験に基づく複雑かつ 困難なもの
	児童福祉専 門員	児童の専門的相談及び指導
	児童心理専 門員	児童の心理の専門的相談及び判定
	児童福祉司	児童福祉法第13条第3項に規定する 職務
児童心理司	児童の心理の相談及び判定	

別表第36の技術専門校の項中「、松本及び伊那」を「及び松本」に改め、同表のリニア整備推進事務所の項中「次長又は」及び「所務又は」を削る。

別表第39及び別表第40を削る。

別表第41の子ども支援センター所長の項の次に次のように加える。

信州高等教育支援センター所 長	私学・高等教育課長
--------------------	-----------

別表第41の長野県北信消費生活センター所長の項の次に次のように加える。

長野県児童相談所広域支援セ ンター所長	長野県中央児童相談所長
------------------------	-------------

別表第41を別表第39とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

行政改革課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第19号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「に規定」を「の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成」に改める。

第12条第4号のイの表の2階の項及び3階の項中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表の4階以上の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に、「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に定める構造を有する場合を除き、同号に定める構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第18条第1号中「に規定」を「の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成」に改め、同条第3号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

第22条中「第59条第1項第3号」を「第59条第3号」に改め、同条第1号中「第43条第1号に規定」を「第43条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成」に改め、同条第7号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第36条第1号中「第82条第3号に規定」を「第82条第1項第3号の都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成」に改め、同条第7号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事が行う前項第1号の指定については、第22条第2項の規定を準用する。

附則第5項中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

附則第8項中「第36条」を「第36条第1項」に改め、附則に次の見出し及び4項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

11 当分の間、第14条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

12 当分の間、第14条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

13 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第14条に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

14 前2項の規定を適用する時は、保育士（児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生労働省令第51号）附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定が適用がないとした場合の第14条により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第12条第4号のイの表の改正規定は、同年6月1日から施行する。

こども・家庭課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第20号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和41年長野県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）」を「及び」に改め、「及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）」を削る。

第20条を削る。

第21条中「様式第15号」を「様式第14号」に改め、同条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条第2項中「第20条」を「第19条」に改め、同条を第22条とする。

様式第8号中

職 業
職 業

を

個人番号	職 業
個人番号	職 業

に

改め、同様式の添付書類の3中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

様式第9号中「第34条の19第1項第1号」を「第34条の20第1項第1号」に、「第34条の19第1項第2号から第4号」を「第34条の20第1項第2号から第4号」に改める。

様式第9号の2及び様式第9号の4中「氏名」を「氏名」に改める。
個人番号

様式第14号を削る。

様式第15号中「(第21条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式を様式第14号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第21号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定療養通所介護(第35条一第39条)」を「削除」に改める。

第30条第1項第3号中「次項において同じ。」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「(前項前段の場合にあっては、看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第31条第1項第1号のイ中「利用定員」の次に「(指定通所介護事業所(条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。第33条において同じ。))において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」を加える。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第35条から第39条まで 削除

第40条第2項中「第30条第2項後段、」を削り、「同条第2項」を「第31条第1項第1号のイを」に、「同条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「同条第2項中「指定通所介護事業所(条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条及び第33条において同じ。)」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、「当該指定通所介護事業所」とあるのは「当該基準該当通所介護事業所」と」を削り、「行う場所」との次

に「同号のイ中「指定通所介護事業所(条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。第33条において同じ。)」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と」を加える。

第57条中「事業所等は」の次に「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第78条第2号中「及び」を「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次号において同じ。)」及びに改め、同条第3号中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げるサービス」に改め、同号に次のように加える。

ア 指定訪問介護

イ 指定訪問看護

ウ 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第74条第1号中「いう。)」の次に「指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加え、同条第2号中「第5条第1項」を「第4条」に、「指定介護予防訪問入浴介護」を「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次号において同じ。))、指定介護予防訪問入浴介護」に改め、同条第3号のイ中「又は」を「若しくは指定地域密着型通所介護又は」に改める。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則附則第2項第2号及び第5項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた同規則第2条による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(平成27年長野県規則第24号)附則第2項第2号及び第5項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた同規則第2条による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項第3号中「の指定」を「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)の指定」に、「以下この号において同じ」を「」又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この号において「指定通所介護等」という)に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第35条中「」と、「指定訪問介護」とあるのは「指定居宅サー

ビス等基準条例第84条に規定する指定通所介護の」と、「ついては」を「又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者（次条において「指定通所介護事業者等」という。）と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護（次条において「指定通所介護等」という。）の」と、「ついては」に、「第30条」を「第30条又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に、「指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護の」と、「指定居宅サービス等基準条例」を「指定通所介護事業者等」と、「指定訪問介護の」とあるのは「指定通所介護等の」と、「指定居宅サービス等基準条例」に、「第31条」と、「」を「第31条又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」と、「」に改める。

第36条第2項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者）」に、「指定通所介護」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この号において「指定通所介護等」という）」に、「基準該当通所介護」を「基準該当通所介護をいう。以下この号において同じ」と、「指定通所介護等の」とあるのは「基準該当通所介護の」に改める。

（医療法施行条例施行規則等の一部改正）

第4条 次に掲げる規則の規定中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

- (1) 医療法施行条例施行規則（平成25年長野県規則第5号）第2条第1項第4号
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第26号）第3条第11項
- (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）第3条第7項
- (4) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第28号）第3条第12項

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（平成27年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び第5項」を「及び第6項」に改め、同項の表中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附則第5項第2号中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附則第6項中「第3条第5項（）」を「第3条第6項（）」に改め、同項の表の第3条第5項の項中「第3条第5項」を

「第3条第6項」に改め、「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者（次条において「指定通所介護事業者等」という。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護（次条において「指定通所介護等」という。）の」に改め、「第30条」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」を加え、同表の第4条の項中

指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者

を

指定通所介護事業者等

に、「前条第5項」を「前

条第6項」に、「指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、「第31条」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」を加え、同表の第30条第1項第3号の項中「いう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「第3条第5項」を「第3条第6項」に、「以下この号において同じ」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この号において「指定通所介護等」という）」に、「及び指定通所介護」を「及び指定通所介護等」に改める。

介護支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第39条」を「一第39条」に改める。

第17条第1項中「第57条第1項」を「第57条」に改め、同条第2項中「条例第57条第1号に」を「同号に」に、「この項」を「この項及び第38条において同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（同号に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下この項に、「とする」を「又は指定地域密着型通所介護事業者とする」

に改め、同項第1号中「(以下同じ。)の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(次号及び第38条において「指定通所介護事業所等」という。))の食堂」に、「(以下同じ。)の利用者」を「」又は指定地域密着型通所介護(条例第57条第1号に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(次号及び第38条において「指定通所介護等」という。))の利用者」に改め、同項第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第18条中「第26条第1項」の次に「及び第38条の2」を加え、「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護(同条)を「第38条の2において同じ。又は指定看護小規模多機能型居宅介護(省令第94条の2)に、「」のうち通いサービス(同条)を「第38条の2において同じ。))のうち通いサービス(省令第94条の2)に、「第26条第2項において同じ。))を」を「第38条の2において同じ。))を」に、「この条及び第26条第2項において「」を「以下「」に改め、同条第1号「登録定員」の次に「(次号において「登録定員」という。))」を加え、「この条及び第26条第2項において」を削り、同条第2号中「が前号の」を「(以下この号において「利用定員」という。))が」に改め、同条第4号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第26条第2項第1号中「宿泊サービス」を「宿泊サービスの利用定員」に、「第125条の2第1号」を「第125条の2第2号」に、「同じ。の」を「同じ。))を通いサービスの利用定員(」に改め、「利用定員を」を削り、「当該利用定員」を「利用定員をいう。))」に改める。

第38条中「第101条第1項第1号」を「第101条第1号」に改め、「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者」を加え、同条第1号及び第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第38条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等における基準該当機能訓練の基準)

第38条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において機能訓練が提供されていないことなどにより機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当機能訓練と、当該通いサー

ビスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当機能訓練事業所とみなす。この場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等には、前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の省令第163条の2第1号に規定する登録定員(次号において「登録定員」という。))が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下であること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの省令第163条の2第2号に規定する利用定員(以下この号において「利用定員」という。))が登録定員の2分の1の数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂がその機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するものであること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令第163条の2第4号に規定する場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に定める基準を満たしていること。
- (5) 障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第45条中「及び第38条」を「、第38条及び第38条の2」に、「第2項及び」を「第2項及び」と、第38条の2第1号中「第163条の2第1号」とあるのは「第172条の2第1号」と、同条第2号中「第163条の2第2号」とあるのは「第172条の2第2号」と、同条第4号中「第163条の2第4号」とあるのは「第172条の2第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第23号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中 「 1 時 間 」 3,900 を 「 1 時 間 」 5,500 に改め、同表の化学等の項中

「 テ の アからツまで以外の機器によるも の	”	3,500	を			
「 テ ト の 過渡熱測定装置によるもの アからテまで以外の機器によるも の	”	8,900	に、	14,000 14,000 19,000	を	14,000 14,000 17,000

め、同表の備考の14中「及びエ」を「からオまで」に、「とする」を「、同オにあつては8,100円とする」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第24号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和37年長野県規則第45号）の一部を
次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組合（第2条—第11条）
- 第3章 農事組合法人（第12条・第13条）
- 第4章 監督（第14条—第19条）
- 第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 組合

第2条中「法第11条の7第1項、法第11条の23第1項、法第11条
の29第1項及び法第11条の32第1項」を「第11条の17第1項、第11
条の42第1項、第11条の48第1項及び第11条の51第1項」に改め、
「の各号」を削る。

第3条中「法第11条の7第3項、法第11条の23第3項、法第11条
の29第3項及び法第11条の32第3項」を「第11条の17第3項、第11
条の42第3項、第11条の48第3項及び第11条の51第3項」に、「議
決」を「決議」に改める。

第4条中「第11条の26」を「第11条の45」に改め、「の各号」を
削る。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条を第
6条とする。

第10条中「の各号」を削り、同条第8号を削り、同条を第7条と
する。

第11条中「法第61条第5項、法第64条第3項及び法第65条第3項」
を「第61条第5項、第65条第3項及び法第70条の3第4項」に改め、
同条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条中「の各号」を削り、同条第7号中「議決」を「決議」に、
同条第8号中「第49条第2項及び法」を「第65条第4項において準
用する法第49条第2項及び」に改め、同条を第10条とし、同条の次
に次の1条を加える。

（新設分割の認可申請）

第11条 法第70条の3第3項の規定による認可の申請は、申請書に
次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 新設分割の理由及び新設分割経過報告書
- (2) 設立委員会議事録謄本
- (3) 新設分割設立組合の定款
- (4) 貸借対照表
- (5) 新設分割計画
- (6) 新設分割を決議した総会の議事録謄本
- (7) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項及び第
50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (8) 役員調書
- (9) 組合の設立委員調書
- (10) その他知事が必要と認める書類

第14条第1項中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に
改め、同条を第12条とし、同条の前に次の章名を付する。

第3章 農事組合法人

第15条中「第72条の16第4項及び第72条の18第3項」を「第72条
の32第4項及び第72条の35第3項」に改め、同条を第13条とする。

第16条を削り、第17条を第14条とし、同条の前に次の章名を付す
る。

第4章 監督

第18条の見出し中「総会議決」を「総会決議」に改め、同条中
「第96条」を「第96条第1項」に、「議決」を「決議」に改め、同条
を第15条とし、第19条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（登記に関する届出）

第17条 組合は、設立、解散、合併又は新設分割の登記をしたとき
は、2週間以内に登記事項証明書を添えてその旨を知事に届け出
なければならない。

第20条中「組合（法第10条第1項第2号の事業を行う組合を除く。）
及び」を削り、「以内に、出資組合及び」を「以内に、」に改め、
「非出資組合及び」を削り、同条を第18条とし、第21条を第19条
とする。

第22条中「中央会並びに」を削り、同条を第20条とし、同条の前
に次の章名を付する。

第5章 雑則

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

農業政策課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第25号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則(昭和51年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表)(第6条関係)

1 農業経営コース

(1) 作物専攻

学 科 目			第1学年		第2学年		
			単位数	時間数	単位数	時間数	
教養科目	共通科目	情報処理論	講義	1	15		
			演習	1	30		
	コミュニケーション論	講義			1	15	
		体育	実習	1	30	1	30
選択科目	数学	講義	2	30			
	英語	講義	2	30			
専門科目	共通科目	現地体験実習	実習	12	360		
			演習	1	30		
	農業政策	講義			1	15	
		農業経営学	講義	2	30		
	農産物流通論	講義	1	15			
		実習	1	30			
	農産物マーケティング論	講義			2	30	
		演習			1	30	
	農業簿記Ⅰ	講義	1	15			
		演習	1	30			
	農業簿記Ⅱ	演習			1	30	
	農村社会学	講義			2	30	
	土壌肥料学	講義			2	30	
		演習			1	30	
	植物防疫学Ⅰ	講義	1	15			
	植物防疫学Ⅱ	講義			1	15	
	作物学総論	講義	2	30			
	畜産学総論	講義	2	30			
	野菜園芸学総論	講義	2	30			
花き園芸学総論	講義	2	30				

果樹園芸学総論	講義	2	30			
	農業機械学Ⅰ	講義	1	15		
農業機械学Ⅱ	実習	1	30			
	農業機械学Ⅱ	実習	1	30		
農学演習	演習	1	30			
農業経営演習Ⅰ	演習	1.5	45			
農場実習Ⅰ	実習	3	90			
農場実習Ⅱ	実習			2	60	
専攻実習Ⅰ	実習	4	120			
専攻実習Ⅱ	実習			5	150	
	プロジェクトⅠ	講義	1	15		
演習		2	60			
プロジェクトⅡ	講義			2	30	
	演習			1	30	
	実習			6	180	
ゼミナールⅠ	講義	1	15			
ゼミナールⅡ	講義			2	30	
	演習			2	60	
専攻科目	作物学各論Ⅰ	講義		2	30	
	作物学各論Ⅱ	講義		2	30	
選択科目	環境保全論	講義		1	15	
	生物学	講義	2	30		
		演習	1	30		
	農業薬剤論	講義	2	30		
		演習	1	30		
	農業団体論	講義	1	15		
	農業気象学	講義	1	15		
	農業土木学	講義	1	15		
	きこの栽培論	講義	1	15		
	育種学	講義			1	15
	食文化論	講義	1	15		
		実習	0.5	15		
	農産加工学	講義			1	15
実習				1	30	
畜産製造学	講義			1	15	
	実習			0.75	23	

フラワーデザイン	演習	1	30		
野菜園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
野菜園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
花き園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
花き園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
果樹園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
果樹園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
特別教養演習	演習	1	30		
農業経営演習Ⅱ	演習			1	30
農業機械学Ⅲ	実習			1	30
農業機械学Ⅳ	実習			1	30
農業機械学Ⅴ	実習			1	30
農業機械学Ⅵ	実習			1	30
農業機械学Ⅶ	実習			1	30
インターンシップ	実習	1.5	45	1.5	45

(2) 畜産専攻

学 科 目		第1学年		第2学年			
		単位数	時間数	単位数	時間数		
教養科目	共通科目	情報処理論	講義	1	15		
			演習	1	30		
	コミュニケーション論	講義			1	15	
	体育	実習	1	30	1	30	
選択科目	数学	講義	2	30			
	英語	講義	2	30			
専門科目	共通科目	現地体験実習	実習	12	360		
			演習	1	30		
	農業政策	講義			1	15	
	農業経営学	講義	2	30			
	農産物流通論	講義	1	15			
		実習	1	30			
	農産物マーケティング論	講義			2	30	
		演習			1	30	
	農業簿記Ⅰ	講義	1	15			
		演習	1	30			
	農業簿記Ⅱ	演習			1	30	
農村社会学	講義			2	30		

土壌肥科学	講義			2	30	
	演習			1	30	
植物防疫学Ⅰ	講義	1	15			
植物防疫学Ⅱ	講義			1	15	
作物学総論	講義	2	30			
畜産学総論	講義	2	30			
野菜園芸学総論	講義	2	30			
花き園芸学総論	講義	2	30			
果樹園芸学総論	講義	2	30			
農業機械学Ⅰ	講義	1	15			
	実習	1	30			
農業機械学Ⅱ	実習	1	30			
農学演習	演習	1	30			
農業経営演習Ⅰ	演習	1.5	45			
農場実習Ⅰ	実習	3	90			
農場実習Ⅱ	実習			2	60	
専攻実習Ⅰ	実習	3	90			
専攻実習Ⅱ	実習			4	120	
プロジェクトⅠ	講義	1	15			
	演習	2	60			
プロジェクトⅡ	講義			2	30	
	演習			1	30	
	実習			6	180	
ゼミナールⅠ	講義	1	15			
ゼミナールⅡ	講義			2	30	
	演習			2	60	
専攻科目	畜産学各論Ⅰ	講義	2	30		
	畜産学各論Ⅱ	講義			2	30
	家畜飼養学	講義			1	15
	飼料草地学	講義			2	30
	家畜生理衛生学	講義			2	30
		実習			0.75	23
	家畜人工授精論	講義			5	75
		実習			3	90
	畜産製造学	講義			1	15
		実習			0.75	23

選択科目	環境保全論	講義			1	15		
	生物学	講義	2	30				
		演習	1	30				
	農業薬剤論	講義	2	30				
		演習	1	30				
	農業団体論	講義	1	15				
	農業気象学	講義	1	15				
	農業土木学	講義	1	15				
	きのこ栽培論	講義	1	15				
	育種学	講義			1	15		
	食文化論	講義	1	15				
		実習	0.5	15				
	フラワーデザイン	演習	1	30				
	特別教養演習	演習	1	30				
	農業経営演習II	演習			1	30		
	農業機械学III	実習			1	30		
	農業機械学IV	実習			1	30		
	農業機械学V	実習			1	30		
	農業機械学VI	実習			1	30		
	農業機械学VII	実習			1	30		
インターンシップ	実習	1.5	45	1.5	45			

(3) 野菜専攻

学 科 目		第1学年		第2学年			
		単位数	時間数	単位数	時間数		
教養科目	共通科目	情報処理論	講義	1	15		
			演習	1	30		
	コミュニケーション論	講義			1	15	
	体育	実習	1	30	1	30	
選択科目	数学	講義	2	30			
	英語	講義	2	30			
専門科目	共通科目	現地体験実習	実習	12	360		
			演習	1	30		
	農業政策	講義			1	15	
	農業経営学	講義	2	30			
	農産物流通論	講義	1	15			
実習		1	30				

農産物マーケティング論	講義			2	30
	演習			1	30
農業簿記I	講義	1	15		
	演習	1	30		
農業簿記II	演習			1	30
農村社会学	講義			2	30
土壌肥料学	講義			2	30
	演習			1	30
植物防疫学I	講義	1	15		
植物防疫学II	講義			1	15
作物学総論	講義	2	30		
畜産学総論	講義	2	30		
野菜園芸学総論	講義	2	30		
花き園芸学総論	講義	2	30		
果樹園芸学総論	講義	2	30		
	農業機械学I	講義	1	15	
	実習	1	30		
農業機械学II	実習	1	30		
農学演習	演習	1	30		
農業経営演習I	演習	1.5	45		
農場実習I	実習	3	90		
農場実習II	実習			2	60
専攻実習I	実習	4	120		
専攻実習II	実習			5	150
プロジェクトI	講義	1	15		
	演習	2	60		
プロジェクトII	講義			2	30
	演習			1	30
	実習			6	180
ゼミナールI	講義	1	15		
ゼミナールII	講義			2	30
	演習			2	60
専攻科目	野菜園芸学各論I	講義		2	30
	野菜園芸学各論II	講義		2	30
選択科目	環境保全論	講義		1	15
	生物学	講義	2	30	

	演習	1	30		
農業薬剤論	講義	2	30		
	演習	1	30		
農業団体論	講義	1	15		
農業気象学	講義	1	15		
農業土木学	講義	1	15		
さのこ栽培論	講義	1	15		
育種学	講義			1	15
食文化論	講義	1	15		
	実習	0.5	15		
農産加工学	講義			1	15
	実習			1	30
畜産製造学	講義			1	15
	実習			0.75	23
フラワーデザイン	演習	1	30		
作物学各論Ⅰ	講義			2	30
作物学各論Ⅱ	講義			2	30
花き園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
花き園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
果樹園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
果樹園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
特別教養演習	演習	1	30		
農業経営演習Ⅱ	演習			1	30
農業機械学Ⅲ	実習			1	30
農業機械学Ⅳ	実習			1	30
農業機械学Ⅴ	実習			1	30
農業機械学Ⅵ	実習			1	30
農業機械学Ⅶ	実習			1	30
インターンシップ	実習	1.5	45	1.5	45

(4) 花き専攻

学 科 目		第1学年		第2学年			
		単位数	時間数	単位数	時間数		
教養科目	共通科目	情報処理論	講義	1	15		
			演習	1	30		
	コミュニケーション論	講義			1	15	
	体育	実習	1	30	1	30	

選択科目	科目名	講義	実習	単位数	時間数	単位数	時間数
共通科目	数学	講義		2	30		
	英語	講義		2	30		
専門科目	現地体験実習	実習		12	360		
		演習		1	30		
	農業政策	講義				1	15
	農業経営学	講義		2	30		
	農産物流通論	講義		1	15		
		実習		1	30		
	農産物マーケティング論	講義				2	30
		演習				1	30
	農業簿記Ⅰ	講義		1	15		
		演習		1	30		
	農業簿記Ⅱ	演習				1	30
	農村社会学	講義				2	30
	土壌肥科学	講義				2	30
		演習				1	30
	植物防疫学Ⅰ	講義		1	15		
	植物防疫学Ⅱ	講義				1	15
	作物学総論	講義		2	30		
	畜産学総論	講義		2	30		
	野菜園芸学総論	講義		2	30		
		講義		2	30		
	果樹園芸学総論	講義		2	30		
		講義		2	30		
	農業機械学Ⅰ	講義		1	15		
		実習		1	30		
	農業機械学Ⅱ	実習		1	30		
	農学演習	演習		1	30		
	農業経営演習Ⅰ	演習		1.5	45		
	農場実習Ⅰ	実習		3	90		
	農場実習Ⅱ	実習				2	60
	専攻実習Ⅰ	実習		4	120		
	専攻実習Ⅱ	実習				5	150
		実習					
	プロジェクトⅠ	講義		1	15		
		演習		2	60		
	プロジェクトⅡ	講義				2	30
		演習				1	30

		実習			6	180
	ゼミナールⅠ	講義	1	15		
	ゼミナールⅡ	講義			2	30
		演習			2	60
専攻科目	花き園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
	花き園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
選択科目	環境保全論	講義			1	15
	生物学	講義	2	30		
		演習	1	30		
	農業薬剤論	講義	2	30		
		演習	1	30		
	農業団体論	講義	1	15		
	農業気象学	講義	1	15		
	農業土木学	講義	1	15		
	きのこ栽培論	講義	1	15		
	育種学	講義			1	15
	食文化論	講義	1	15		
		実習	0.5	15		
	農産加工学	講義			1	15
		実習			1	30
	畜産製造学	講義			1	15
		実習			0.75	23
	フラワーデザイン	演習	1	30		
	作物学各論Ⅰ	講義			2	30
	作物学各論Ⅱ	講義			2	30
	野菜園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
	野菜園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
	果樹園芸学各論Ⅰ	講義			2	30
	果樹園芸学各論Ⅱ	講義			2	30
	特別教養演習	演習	1	30		
	農業経営演習Ⅱ	演習			1	30
	農業機械学Ⅲ	実習			1	30
	農業機械学Ⅳ	実習			1	30
	農業機械学Ⅴ	実習			1	30
	農業機械学Ⅵ	実習			1	30
	農業機械学Ⅶ	実習			1	30
	インターンシップ	実習	1.5	45	1.5	45

(5) 果樹専攻

学 科 目		第1学年		第2学年			
		単位数	時間数	単位数	時間数		
教養科目	共通科目	情報処理論	講義	1	15		
			演習	1	30		
	コミュニケーション論	講義			1	15	
		体育	実習	1	30	1	30
選択科目	数学	講義	2	30			
	英語	講義	2	30			
専門科目	共通科目	現地体験実習	実習	12	360		
			演習	1	30		
	農業政策	講義			1	15	
	農業経営学	講義	2	30			
	農産物流通論	講義	1	15			
		実習	1	30			
	農産物マーケティング論	講義			2	30	
		演習			1	30	
	農業簿記Ⅰ	講義	1	15			
		演習	1	30			
	農業簿記Ⅱ	演習			1	30	
	農村社会学	講義			2	30	
	土壌肥料学	講義			2	30	
		演習			1	30	
	植物防疫学Ⅰ	講義	1	15			
	植物防疫学Ⅱ	講義			1	15	
	作物学総論	講義	2	30			
	畜産学総論	講義	2	30			
	野菜園芸学総論	講義	2	30			
	花き園芸学総論	講義	2	30			
果樹園芸学総論	講義	2	30				
農業機械学Ⅰ	講義	1	15				
	実習	1	30				
農業機械学Ⅱ	実習	1	30				
農学演習	演習	1	30				
農業経営演習Ⅰ	演習	1.5	45				
農場実習Ⅰ	実習	3	90				
農場実習Ⅱ	実習			2	60		

専攻実習 I	実習	4	120		
	専攻実習 II	実習			5
プロジェクト I	講義	1	15		
	演習	2	60		
プロジェクト II	講義			2	30
	演習			1	30
	実習			6	180
ゼミナール I	講義	1	15		
ゼミナール II	講義			2	30
	演習			2	60
専攻科目	果樹園芸学各論 I	講義		2	30
	果樹園芸学各論 II	講義		2	30
選択科目	環境保全論	講義		1	15
	生物学	講義	2	30	
演習		1	30		
農業薬剤論	講義	2	30		
	演習	1	30		
農業団体論	講義	1	15		
農業気象学	講義	1	15		
農業土木学	講義	1	15		
きのか栽培論	講義	1	15		
育種学	講義			1	15
食文化論	講義	1	15		
	実習	0.5	15		
農産加工学	講義			1	15
	実習			1	30
畜産製造学	講義			1	15
	実習			0.75	23
フラワーデザイン	演習	1	30		
作物学各論 I	講義			2	30
作物学各論 II	講義			2	30
野菜園芸学各論 I	講義			2	30
野菜園芸学各論 II	講義			2	30
花き園芸学各論 I	講義			2	30
花き園芸学各論 II	講義			2	30
特別教養演習	演習	1	30		

農業経営演習 II	演習			1	30
農業機械学 III	実習			1	30
農業機械学 IV	実習			1	30
農業機械学 V	実習			1	30
農業機械学 VI	実習			1	30
農業機械学 VII	実習			1	30
インターンシップ	実習	1.5	45	1.5	45

2 実践経営者コース

学 科 目	第1学年		第2学年				
	単位数	時間数	単位数	時間数			
共通科目	農業経営論	講義	1	15			
	農業簿記	講義	1	15			
		演習	0.5	15			
	経営計画策定	演習	1	30			
	農産物マーケティング実習	実習	2.5	75			
	農業政策論	講義	1	15			
	農業経営体験実習	講義	1	15			
		実習	24	720			
	農業経営実習	実習			30	900	
	就農準備演習 I	演習	6	180			
	就農準備演習 III	演習			6	180	
	選択科目	国際文化論	講義	1	15		
		国際コミュニケーション論	講義			1	15
			国際関係論	講義	1	15	
		コミュニケーション論	講義	1	15		
		リーダーシップ論	講義	1	15		
		農村リーダーシップ論	講義			1	15
		経営戦略論 I	講義	1	15		
		経営戦略論 II	講義			1	15
		経営組織論	講義			1	15
農産物マーケティング論		講義	1	15			
消費者行動論	講義	1	15				
アグリビジネス論	講義			1	15		
食農連携マーケティング論	講義			2	30		
農業経営会計・ファイナンス	講義			1	15		
労働安全衛生論	講義			1	15		

農村社会論	講義	1	15		
農業団体論	講義	1	15		
農産加工学	講義			1	15
	実習			1	30
植物生理・栽培論入門	講義	2	30		
土壌肥料論	講義	1	15		
	実習	1	30		
植物防疫論	講義	2	30		
就農準備演習Ⅱ	演習	5	150		
作物栽培学総論	講義	1	15		
作物栽培学各論	講義	2	30		
	実習	4	120		
野菜栽培学総論	講義	1	15		
野菜栽培学各論	講義	2	30		
	実習	4	120		
花き栽培学総論	講義	1	15		
花き栽培学各論	講義	2	30		
	実習	4	120		
果樹栽培学総論	講義	1	15		
果樹栽培学各論	講義	2	30		
	実習	4	120		
農業機械学Ⅰ	講義	1	15		
	実習	1	30		
農業機械学Ⅱ	実習	1	30		
農業機械学Ⅲ	実習			1	30
農業機械学Ⅳ	実習			1	30
農業機械学Ⅴ	実習			1	30
農業機械学Ⅵ	実習			1	30
農業機械学Ⅶ	実習	1	30		

(備考) 作物栽培学総論及び作物栽培学各論、野菜栽培学総論及び野菜栽培学各論、花き栽培学総論及び花き栽培学各論又は果樹栽培学総論及び果樹栽培学各論については、いずれかを必ず履修するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在学する者の履修すべき学科目については、この規則による改正後の長野県農業大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農業技術課

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第26号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則(昭和31年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第1条中「、養ほう振興法」を「、養蜂振興法」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改め、「。以下「施行規則」という。」を削る。

第2条第1項中「みつばち転飼許可証再交付申請書(別記様式)を「養蜂転飼許可証再交付申請書(様式第1号)」に改める。

第4条を次のように改める。

(身分証明書)

第4条 養蜂振興法第9条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

別記様式中「みつばち転飼許可証再交付申請書」を「養蜂転飼許可証再交付申請書」に、「通信連絡場所」を「電話番号」に、「みつばち転飼許可証を」を「養蜂転飼許可証を」に、

「ほう 群 数」を「蜂 群 数」に改め、同様式

を様式第1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第2号)(第4条関係)

第 号	
養蜂振興法第9条第2項の規定による 立入検査をする職員の身分証明書	
所属 職名	氏名
年 月 日交付	
長野県知事 印	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

園芸畜産課

水防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第27号

水防法施行細則の一部を改正する規則

水防法施行細則(昭和26年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は法第7条第2項の規定により水防計画を定めるとき」を削る。

第3条中「第11条」を「第18条」に、「車馬標識」を「車両標識」に、「別記様式第1号」を「様式第1号」に、「別記様式第2号」を「様式第2号」に改める。

第4条中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第5条を削る。

第6条中「第35条第2項」を「第47条第2項」に改め、同条第1号中「とん所」を「詰所」に、「別記様式第3号」を「様式第3号」に改め、同条第2号中「別記様式第4号」を「様式第4号」に改め、同条第4号中「別紙様式第5号」を「様式第5号」に改め、同条第5号中「別紙様式第6号」を「様式第6号」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第36条第2項」を「第49条第2項」に、「県水防係員」を「水防職員」に、「別記様式第7号」を「様式第7号」に改め、同条を第6条とする。

様式第6号中「(様式第6号)」を「(様式第6号)(第5条関係)」に、

					始雨	日	時	ころ	を
					終雨	日	時	ころ	
2	こう水の増減	〇〇量水標	標高〇〇メートル	平水位〇〇メートル					

									に、
2	洪水の増減								

35.3.10	2	1.00m	増水激烈	35.3.10	4	2.40m	最高 追々減水の模 様	を
"	3	2.00	なお増水の見込	"	5	2.20		

									に、

「欠壊〇〇メートルでくい止める」を「」に、「」を「」に、「第21条による負担下命の種類及び員数」

を「第28条による負担の種類、員数等」に、「じ後水防」を「事後水防」に改める。

様式第7号を次のように改める。

(様式第7号)(第6条関係)

第	号
所	属
職	名
氏	名
生	年
年	月
日	日
水防法第49条第2項の規定による	
水防職員の証	
年 月 日交付	
長野県知事 印	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

河川課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布
します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第28号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次の
ように改正する。

第14条第1項第3号のイ中「中学校」の次に「義務教育学校」
を加える。

別表第4の1の(1)の大型表示盤の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第29号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第6項中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

第3条の3中「60日」を「3月」に改める。

別表第1の1中「犀北団地 鶴賀ビル団地」を「犀北団地」に改める。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号)(第3条関係)

県営住宅入居誓約書

年 月 日

長野県知事

殿

住 所

氏 名

印

電話番号 () -

下記2の県営住宅の入居を許可されたので、入居期間中は、公営住宅法（住宅地区改良法）、公営住宅法施行令（住宅地区改良法施行令）、公営住宅法施行規則（住宅地区改良法施行規則）、県営住宅等に関する条例及び県営住宅等に関する規則並びに指示された事項を遵守します。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

記

1 入居者及び同居者

	フリガナ	続柄	生年月日	職業又は勤務先
	氏 名			
入居者及び同居者		本人		電話番号
				電話番号
				電話番号
				電話番号
				電話番号
				電話番号
				電話番号

2 入居許可された県営住宅

入居予定日		住宅所在地	
住宅団地名		部屋番号	
敷 金		入居時の家賃	

3 連帯保証人

連帯保証人	フリガナ		生年 月日	年	月	日
	氏名	印				
	住所	〒	電話番号() -			
	入居者との関係					
	職業又は 勤務先	電話番号() -				
連帯保証人	フリガナ		生年 月日	年	月	日
	氏名	印				
	住所	〒	電話番号() -			
	入居者との関係					
	職業又は 勤務先	電話番号() -				
遵守事項	<p>(1) 入居者が家賃又は駐車場使用料を滞納した場合は、入居者の代わりに納付します。</p> <p>(2) 入居者が県に無断で退去した場合などには、入居者の代わりに退去修繕を実施するほか、残置物等について引き取ります。</p> <p>(3) 入居者の責により県に生じた損害を入居者が賠償しない場合は、入居者の代わりに賠償します。</p> <p>(4) その他入居者と連帯して一切の債務について責任を負います。</p>					

(備考) 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑証明書(3月以内発行のもの)、所得証明書等を添付すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

長野県営運動場の利用料金に関する規則及び長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第30号

長野県営運動場の利用料金に関する規則及び長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則

(長野県営運動場の利用料金に関する規則の一部改正)

第1条 長野県営運動場の利用料金に関する規則(昭和46年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号のA中「中学校」の次に「義務教育学校」

を、「中等教育学校」の次に「特別支援学校」を加える。

(長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部改正)

第2条 長野県白馬ジャンプ競技場管理規則(平成4年長野県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号のA中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

スポーツ課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「所()」を「室若しくは所()」に改める。

別表第1の(15)、別表第3の1の(5)及び同2の(9)中「、異議申立て」を削る。

別表第4中「課長が専決する事項」を「課長(室の長を除く。)が専決する事項」に改める。

別表第5の2の(3)中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加え、同(7)中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第5条第2号中「及び中学校」を「、中学校」に、「の設置」を「及び義務教育学校の設置」に改め、同条第3号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第4号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条第5号及び第6号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第6条第2号及び第7条第4号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第14条及び第16条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第17条第2項第5号から第7号までの規定中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条第3項第1号及び第2号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項第3号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同項第4号及び第5号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の見出し及び2項を加える。

(全国高等学校総合文化祭推進室)

2 教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。

3 全国高等学校総合文化祭推進室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

別表第7中

課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
---	----	------------------

を

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	

に、「課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長」を「課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長」に、「課務の分掌」を「課務又は室務の分掌」に、「課長が指定」を「課

法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務

長又は室長が指定」に、

教育に関する専門的・技術的事務の指導、研究等の事務

法第18条第3項に規定する職務及び課又は室の特定事務
教育に関する専門的・技術的事務の指導、研究等の事務

を

に改め、同表の文化

財・生涯学習課の項中

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
------	-------------------

を

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理
主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
文化財専門員	文化財に関する専門的事務

に改める。

別表第8の歴史館の項中

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
------	-------------------

を

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
文化財専門員	文化財に関する専門的事務

に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育政策課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第6条中「等()」の次に「学級数(義務教育学校にあつては、後期課程の学級数)が」を、「並びに」の次に「学級数が」を加える。

第7条中「若しくは市町村立の中学校の第3学年」を「、中学校の第3学年若しくは義務教育学校の第6学年若しくは第9学年」に改める。

別表の中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事(後期課程に係る業務を担当するものに限る。)
--------	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

義務教育課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中 「飯山市立岡山小学校 上田市立菅平中学校」を

「上田市立菅平中学校」に改め、同表の3級の項を次のように改める。

4 級	下水内郡栄村立栄小学校秋山分校
-----	-----------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

(長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第1条 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立学校職員の人事評価に関する規則

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に、「勤務成績の評定」及び「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第2条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条中「勤務評定は、すべて」を「人事評価は、全て」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第4条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第1項中「評定者(評定(勤務評定)を「評価者(評価(人事評価)に、「勤務評定書によって評定)を「人事評価書によって評価」に改め、同条第2項中「評定者による評定)を「評価者による評価」に、「勤務評定書)を「人事評価書」に改め、同条第3項中「評定者及び)を「評価者及び」に改め、同項の表中

被 評 定 者	評 定 者	を
---------	-------	---

被 評 価 者	評 価 者	に改め、同条第4
---------	-------	----------

項中「評定及び)を「評価及び」に、「勤務評定)を「人事評価」に改める。

第5条(見出しを含む。)から第7条までの規定中「勤務評定)を「人事評価」に改める。

(長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第2条 長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

第1条中「第46条)を「第44条」に、「勤務成績の評定」及び「勤務評定)を「人事評価」に改める。

第2条の見出し中「勤務評定)を「人事評価」に改め、同条中「勤務評定は、すべて)を「人事評価は、全て」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「勤務評定)を「人事評価」に改める。

第4条の見出し中「勤務評定)を「人事評価」に改め、同条第1項中「評定者(評定(勤務評定)を「評価者(評価(人事評価)に、「勤務評定書によって評定)を「人事評価書によって評価」に改め、同条第2項中「評定者による評定)を「評価者による評価」に、「勤務評定書)を「人事評価書」に改め、同条第3項中

「評定者及び」を「評価者及び」に改め、同項の表中

「

被評定者	評定者
------	-----

」を

「

被評価者	評価者
------	-----

」に改め、同条第4

項中「評定及び」を「評価及び」に、「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第5条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第6条（見出しを含む。）から第8条までの規定中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県飯山北高等学校の項を削り、同表の長野県佐久平総合技術高等学校の項中「食品サービス科」を

「

食品サービス科
食料マネジメント科
生物サービス科
食農クリエイト科

」に改め、同表の長野県飯田OIDE長

姫高等学校の項中「普通科機械科」を

「普通科」に改め、同表中

長野県大町高等学校	普通科 理数科		
長野県大町北高等学校	普通科		
長野県白馬高等学校	普通科		

を

長野県大町岳陽高等学校	普通科 理数科 学究科		
長野県白馬高等学校	普通科 国際観光科		

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年3月31日において長野県大町高等学校又は長野県大町北高等学校に在学する生徒で所定の課程を修了していないものは、同年4月1日において長野県大町岳陽高等学校に転学するものとする。この場合において、第25条から第26条の2までの規定による手続を経ることを要しない。

高校教育課

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第9号及び様式第12号中

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年月日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年月日 年月日 年月日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

を

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に改める。

様式第13号中

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

を

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に改める。

(注) 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと)。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第4号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の松本市道7186号線の項の次に次のように加える。

松本市道7209号線	松本市道7680号線との交差点から松本市道7186号線との交差点まで
松本市道7680号線	県道松本環状高家線との交差点から松本市道7209号線との交差点まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に松本市道7209号線又は松本市道7680号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課

